

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三条市長 滝沢 亮

市町村名 (市町村コード)	三条市 (152048)
地域名 (地域内農業集落名)	三条地域1 (本町、田島、興野、林町、裏館、荒町、新光、嘉坪川、石上、栗林、島田、西本成寺、四日町、新保、曲淵、塚野目、鶴田、下谷地、西潟、敦田、牛ヶ島、三ッ柳、井栗、北野、白山、須戸、柳場、柳川、三貫地、西中、五明、下新田、東鱈田、西鱈田、金子新田、三ッ屋、東本成寺、袋、南入蔵、長嶺、吉田、如法寺、月岡、諏訪新田、片口、新保、東大崎、合屋、上野原、向ヒ村、高田、麻布、籠場、中新、漆島、西大崎、三竹、下坂井、北入蔵、成沢道上面、布施谷、和田、ニツ山、本所、中村、中央、赤宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合は57%。経営面積別では、5～10haの経営体が占める割合が19%、経営面積10ha以上の経営体が占める割合が29%(R6.10.1現在)

- ・水稻単一の経営体が多い。法人組織は4経営体
- ・水田農業における主食用米以外の作物は、飼料用米、加工用米、野菜等の作付が多く、水田面積の約12%(R5年産。三条2地区含む)
- ・石上・栗林地区は、県内有数のキャベツの生産地域
- ・小規模な圃場、経営農地の分散錯圃、少雨時の水不足など、基盤整備を始めとした課題を抱える地区がある。
- ・農業者の高齢化などによる離農が進行し、法人等の担い手への農地の集積が増えてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田農業の収益増加を図るため、地域全体として生産コストの削減に向けて、組織化、地域の話合い、圃場整備等を契機とした担い手への集積・集約化を進めていく。併せて、スマート農業の普及を図る。
- ・主食米の食味、品質の確保に向けて、気象変動に対応した基本技術の習得を図っていく。
- ・需要に応じた主食用米の生産と併せ、飼料用米や加工用米等の生産による農地の有効活用を図っていく。
- ・直売所を始めとした、より需要が見込め、収益性の高い園芸作物の導入、拡大を推進していく。
- ・県内有数のキャベツ生産地の発展に向け、収量や品質の安定に向けた生産技術の向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,780 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,780 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域での話し合いが促進されるよう、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員と行政、農業協同組合、土地改良区等、関係機関、団体が連携し、情報提供等のサポートを行い、計画的な担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手を始めとする地域の農業者の将来的な営農への意向を、地域の話し合いや農業委員、農地利用最適化推進員の活動などで確認を行っていく中で、農地バンクの活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・三条北部第1地区において、農地中間管理機構関連の農地整備事業を実施していくとともに、周辺地区の基盤整備事業を検討していく。 ・農業生産基盤の適正な維持を図るため、農業用水利施設等の更新等の事業を計画的に行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、市、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関、団体が連携して、新規就農、経営拡大・改善、技術向上、農地斡旋など、様々な相談に対応し、地域農業の維持・発展を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稲では、農業共済組合に共同防除作業の委託が行われている。引き続き、各農業者の経営方針に基づき、作業の効率化や合理化を図っていく。 ・また、法人や生産組合、大規模農家等への作業委託についても検討・実施し、経営や作業の効率化を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関、団体等が連携し、電気柵等の防除対策、有害鳥獣の捕獲・駆除、追い払いや山際のやぶ等の刈り払いなどの緩衝帯整備を地域と一体となって取り組み、野生鳥獣による被害の防止・軽減を図る。
- ②関連団体との連携を通じ、環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用しながら、有機栽培や特別栽培の推進を図っていく。
- ③各種団体等が行うスマート農業の体験機会などを通じて、それぞれの経営に応じたスマート農業の普及に取り組む。
- ⑦関係機関、団体等が連携し、耕作放棄地の解消に向けて、受け手の確保等に取り組む。
- ⑧多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動や、計画的な土地改良事業の実施により、適正な農業生産基盤の維持を図る。